

令和8～12年度神栖市通所型短期集中サービス運営事業等業務委託仕様書

1. 通所型短期集中サービス運営事業

- 1 事業の名称 通所型短期集中サービス運営事業
- 2 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日
- 3 業務内容 以下の内容に関する通所型短期集中サービス運営事業
①運動器の機能向上（腰痛・膝痛改善・予防を含む生活機能向上）
②栄養改善
③口腔機能向上
④認知機能向上
- 4 開催回数 1クールあたり10回（ケースカンファレンスを除く）とし、各年とも以下の期間ごとに1クールずつ開催する。
① 4月 1日から 6月30日
② 7月 1日から 9月30日
③ 10月 1日から 12月28日
④ 1月 4日から 3月31日
- 5 開催期間 1週間に1回とし、連続した週で10回行うものとする。
但し、祝日とケースカンファレンス実施の週はこの限りではない。
- 6 開催時間 1回あたり90分
- 7 実施場所 市が指定する場所
- 8 開催人員 1教室 10名まで
- 9 指導員職種 及び人数 教室開催にあたり、次の者を配置すること。
①リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）
②看護職、またはその他高齢者の心身状況を把握できる者（介護支援専門員等）
③栄養改善、口腔機能向上の専門職またはその知識を有する者
※クール毎に1回のみ1名配置することができるものとする
④市で養成した地域支援センター 毎回1名以上
※①②の職種を毎回2名以上配置すること（うち1名は①であること）
- 10 対象者 神栖市内に住所を有する65歳以上の要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者
- 11 留意点 • 各クールの開始時には、体力測定、主観的健康感、生きがい尺度を記録し、終了時には前記項目に併せて基本チェックリストを実施のうえ、改

善状態の評価を必ず行うこと。

- ・クール終了後も体操等の運動習慣が継続できることを踏まえた内容とすること。
- ・クール毎に、リハビリ専門職 1 名及び看護職等 1 名が参加するケースカンファレンスを市担当者の指示のもとに、1 回開催すること。
- ・各クール終了後に、別紙の様式による実績報告書を提出すること。また独自に測定、評価したものについては、併せて各事業所の様式で報告すること。
- ・全 10 回のうち、栄養改善及び口腔機能向上に関する講話を各 1 回ずつ開催すること。
- ・各クール開催前には、実施計画書を提出し担当と協議の上実施すること。
- ・送迎が必要な者に対して、タクシーによる自宅から会場までの送迎の手段を手配すること。その際の利用者負担金は 1 日 100 円とする。
- ・各教室の開始前には、バイタルチェックを行うこと。

12 委託料	委託料は以下の内容により、各クール実績報告書の提出後支払うものとする。 ・基本委託料：人件費・教材費・消耗品費・諸経費を合算した額 ・加算額　　：評価費・送迎費
--------	--

2. 介護予防活動継続支援事業

1 事業の内容	介護予防活動継続支援事業
1. 介護予防継続教室の支援	介護予防継続教室の支援
2. 出前講座等への訪問支援	市内において、以下のような介護予防に関する啓発を行う。 ①シニアクラブ等の集まりにおける出前講座 ②介護予防ボランティアに対するフォローアップ講座 ③その他市で必要性があると判断した講座
2 委託期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日
3 開催回数	各年とも介護予防継続教室の支援と出前講座等への訪問支援を併せて 9 回程度（上限 10 回）とする。但し、介護予防継続教室への支援は各教室へ各年とも 1 回以上行うものとする。
4 開催時間	1 回あたり 1 ~ 3 時間程度（準備片づけを含む）
5 実施場所	市が指定する場所
6 指導員職種 及び人数	次の者を 2 名以内で配置すること。 ・リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士） （1 名：必須） ・看護職員、またはその他高齢者的心身状況を把握できる者（介護支援専

門員等)

- 7 委託料 委託料は以下の内容により、各実施期間における実績報告書の提出後支払うものとする。
- ・基本委託料：人件費（リハビリ専門職1名分）・教材費・諸経費を合算した額

8 実施期間

実 施 期 間	報告期限
4月から6月末まで	7月末
7月から9月末まで	10月末
10月から12月末まで	1月末
1月から3月末まで	3月末